

## 八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の理由

青森県人事委員会勧告に基づく青森県職員の給与改定に準じ、一般職の職員及び特別職の職員等の期末手当の支給割合を改定するためのものである。

## 2 改正の内容

## (1) 一般職の職員に係る期末手当の改定

## ① 支給割合の改定 (0.05 月分引き下げ)

区分		現 行	改定後	
			(A) 令和 3 年度改定分	(B) 令和 4 年度改定分
再任用職員を 除く職員	6 月期	1.225 月分	1.225 月分	<u>1.20 月分</u>
	12 月期	1.225 月分	<u>1.175 月分</u>	<u>1.20 月分</u>
	計	2.45 月分	<u>2.40 月分</u>	<u>2.40 月分</u>
再任用職員	6 月期	0.70 月分	0.70 月分	<u>0.675 月分</u>
	12 月期	0.70 月分	<u>0.65 月分</u>	<u>0.675 月分</u>
	計	1.40 月分	<u>1.35 月分</u>	<u>1.35 月分</u>

## ② 改正する条例

八戸市職員の給与に関する条例

## (2) 特別職の職員等に係る期末手当の改定

## ① 支給割合の改定 (0.05 月分引き下げ)

区分		現 行	改定後	
			(A) 令和 3 年度改定分	(B) 令和 4 年度改定分
市民病院事業 管理者を除く 特別職等	6 月期	1.60 月分	1.60 月分	<u>1.575 月分</u>
	12 月期	1.60 月分	<u>1.55 月分</u>	<u>1.575 月分</u>
	計	3.20 月分	<u>3.15 月分</u>	<u>3.15 月分</u>
市民病院事業 管理者	6 月期	1.825 月分	1.825 月分	<u>1.80 月分</u>
	12 月期	1.825 月分	1.825 月分	<u>1.80 月分</u>
	計	3.65 月分	3.65 月分	<u>3.60 月分</u>

## ② 改正する条例

- ・八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- ・八戸市特別職の職員の給料等に関する条例
- ・八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例

## 3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、令和 4 年度改定分については令和 4 年 4 月 1 日から施行する。